

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【公表番号】特表2008-546716(P2008-546716A)

【公表日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2008-517215(P2008-517215)

【国際特許分類】

C 0 7 K 16/28 (2006.01)

C 1 2 N 15/09 (2006.01)

C 1 2 N 15/02 (2006.01)

C 1 2 N 5/10 (2006.01)

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

C 1 2 P 21/08 (2006.01)

【F I】

C 0 7 K 16/28 Z N A

C 1 2 N 15/00 A

C 1 2 N 15/00 C

C 1 2 N 5/00 B

A 6 1 K 39/395 T

A 6 1 P 35/00

C 1 2 P 21/08

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月10日(2009.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

G F R 3 に選択的に結合して、ニューラスチン - G F R 3 - R e t 三元複合体の形成を阻害する、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項2】

G F R 3 に選択的に結合して、抗体 M O R 0 2 6 8 3 の結合をクロスブロックする、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項3】

抗体 M O R 0 2 6 8 3 と同じエピトープ上の G F R 3 に選択的に結合する、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項4】

G F R 3 に選択的に結合し、配列番号1のアミノ酸配列と少なくとも80%同一であるV Hドメインを含む、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項5】

前記V Hドメインが配列番号1のアミノ酸配列と少なくとも90%同一である、請求項4に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項6】

前記V Hドメインが配列番号1のアミノ酸配列と少なくとも95%同一である、請求項4

に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 7】

前記 V H ドメインが配列番号 1 のアミノ酸配列と同一である、請求項 4 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 8】

G F R 3 に選択的に結合し、配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 80% 同一である V L ドメインを含む、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 9】

前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である、請求項 8 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 10】

前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 95% 同一である、請求項 8 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 11】

前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と同一である、請求項 8 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 12】

G F R 3 に選択的に結合し、( i ) 配列番号 1 のアミノ酸配列と少なくとも 80% 同一である V H ドメイン、および ( i i ) 配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 80% 同一である V L ドメインを含む、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 13】

( i ) 前記 V H ドメインが配列番号 1 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一であり、かつ ( i i ) 前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である、請求項 12 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 14】

( i ) 前記 V H ドメインが配列番号 1 のアミノ酸配列と少なくとも 95% 同一であり、かつ ( i i ) 前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と少なくとも 95% 同一である、請求項 12 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 15】

( i ) 前記 V H ドメインが配列番号 1 のアミノ酸配列と同一であり、かつ ( i i ) 前記 V L ドメインが配列番号 2 のアミノ酸配列と同一である、請求項 12 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 16】

G F R 3 に選択的に結合し、配列番号 3、配列番号 4 または配列番号 5 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である重鎖相補性決定領域 ( C D R ) を含む V H ドメインを含む、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 17】

前記 V H ドメインが、配列番号 3 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第一重鎖 C D R、配列番号 4 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第二重鎖 C D R、および配列番号 5 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第三重鎖 C D R を含む、請求項 16 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 18】

前記 V H ドメインが、配列番号 3、配列番号 4 および配列番号 5 のアミノ酸配列を含む、請求項 16 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 19】

G F R 3 に選択的に結合し、配列番号 6、配列番号 7 または配列番号 8 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である軽鎖 C D R を含む V L ドメインを含む単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 20】

前記 V L ドメインが、配列番号 6 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第一軽鎖

C D R、配列番号 7 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第二軽鎖 C D R、および配列番号 8 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第三軽鎖 C D R を含む、請求項 19 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 21】

前記 V L ドメインが、配列番号 6、配列番号 7 および配列番号 8 のアミノ酸配列を含む、請求項 19 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 22】

G F R 3 に選択的に結合し、( i ) 配列番号 3、配列番号 4 または配列番号 5 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である重鎖 C D R を含む V H ドメイン、および ( i i ) 配列番号 6、配列番号 7 または配列番号 8 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である軽鎖 C D R を含む V L ドメインを含む、単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 23】

( i ) 前記 V H ドメインが、配列番号 3 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第一重鎖 C D R、配列番号 4 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第二重鎖 C D R、および配列番号 5 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第三重鎖 C D R を含み、かつ ( i i ) 前記 V L ドメインが、配列番号 6 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第一軽鎖 C D R、配列番号 7 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第二軽鎖 C D R、および配列番号 8 のアミノ酸配列と少なくとも 90% 同一である第三軽鎖 C D R を含む、請求項 22 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 24】

( i ) 前記 V H ドメインが配列番号 3、配列番号 4 および配列番号 5 のアミノ酸配列を含み、かつ ( i i ) 前記 V L ドメインが配列番号 6、配列番号 7 および配列番号 8 のアミノ酸配列を含む、請求項 22 に記載の抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 25】

前記抗体がヒト抗体である、請求項 1 - 24 のいずれかに記載の単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 26】

前記抗体が完全ヒト抗体である、請求項 1 - 24 のいずれかに記載の単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 27】

前記抗体がモノクローナル抗体である、請求項 1 - 24 のいずれかに記載の単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 28】

前記抗体が単鎖抗体である、請求項 1 - 24 のいずれかに記載の単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 29】

前記抗体またはその抗原結合フラグメントが、ポリクローナル抗体、キメラ抗体、F<sub>a b</sub> フラグメント、F<sub>( a b )<sub>2</sub></sub> フラグメント、F<sub>a b</sub> フラグメント、F<sub>s c</sub> フラグメントまたは F<sub>v</sub> フラグメントである、請求項 1 - 24 のいずれかに記載の単離抗体またはその抗原結合フラグメント。

【請求項 30】

請求項 1 - 29 のいずれかに記載の抗体またはその抗原結合フラグメントを産生する単離細胞。

【請求項 31】

前記細胞が、哺乳動物 B 細胞と骨髄腫細胞を融合することによって得られる融合細胞である、請求項 30 に記載の細胞。

【請求項 32】

請求項 1 - 29 のいずれかに記載の抗体またはその抗原結合フラグメントと、医薬的に許容される担体とを含有する、医薬組成物。

【請求項 33】

細胞におけるニューラスチン - G F R 3 - R e t 三元複合体の形成を阻害するための組成物であって、ニューラスチン - G F R 3 - R e t 三元複合体の形成を阻害するために有効な量の請求項 1 - 2 9 のいずれかに記載の抗体またはその抗原結合フラグメントを含み、該組成物は、G F R 3 を発現する細胞と接触させられることを特徴とする、組成物。

【請求項 3 4】

細胞における R e t リン酸化を阻害するための組成物であって、R e t のリン酸化を阻害するために有効な量の請求項 1 - 2 9 のいずれかに記載の抗体またはその抗原結合フラグメントを含み、該組成物は、G F R 3 を発現する細胞と接触させられることを特徴とする、組成物。

【請求項 3 5】

被験体において癌を治療するための組成物であって、有効量の請求項 1 - 2 9 のいずれかに記載の抗体またはその抗原結合フラグメントを含む、組成物。